

産業競争力強化法第二十一条の二十八第一項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準（案）、産業競争力強化法第二十一条の二十八第二項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準（案）、産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準（案）、生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準（案）に対する意見公募要領に対する意見募集の結果について

令和3年7月  
経済産業省  
経済産業政策局  
産業創造課

標記について、令和3年6月22日から令和3年7月21日まで、下記の通り広く国民の皆さまからの御意見を募集しました結果、本件に関して3件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及び当該御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

## 記

### 1 意見募集の実施方法

#### (1) 意見募集期間

令和3年7月7日～令和3年7月21日

#### (2) 意見募集の掲載媒体

ホームページに掲載

#### (3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口、郵送、電子メール

### 2 意見募集の結果

意見提出数 3件

### 3 寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

以上

## 御意見の概要と御意見に対する考え方

＜産業競争力強化法第二十一条の二十八第一項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準＞

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>産業競争力強化法第二十一条の二十八第一項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準における経済社会情勢の著しい変化とは、どのようなものを指すのか。</p> <p>例えば、異常気象・自然災害や、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口急減も経済社会情勢の著しい変化に含まれるか。</p> <p>また、例示のような変化に対応していくための投資を行った場合も、総資産利益率・EBTIDA マージン目標をクリアすれば、この基準に合致したものと認められるか。</p>	<p>産業競争力強化法第二十一条の二十八第一項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準は、認定事業適応計画に従って行う成長発展事業適応（事業適応の実施に関する指針（案）第二項第一号ハ①及び②に掲げる取組類型及び投資に該当する事業適応をいいます。）により見込まれる必要のある生産性の向上に関する目標について定めるものです。このため、同基準への該当性は当該生産性の向上に関する目標の充足を確認することとなります。</p> <p>なお、同基準は、繰越欠損金の控除上限の特例（租税特別措置法第六十六条の十一の四等）の適用を受けるための基準として機能するものであり、具体的には、特例事業年度（原則として、令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度）において新型コロナウイルス感染症の影響により発生した欠損金についてのみ適用されるもの（様式第18の16関係）です。</p>
2	<p>生産性の向上に関する目標の達成に関し、基準年度については「認定事業適応計画を申請した日を含む事業年度の前事業年度」とされており、2021年度中の申請であれば2020年度が基準年度となりますが、コロナ禍の影響を受けたと認められた2019年度の欠損金を対象とすることが認められた事業者に</p>	<p>本特例制度は、基本的には、中堅・大企業向けの制度（中小企業については元々控除上限は100%）となっておりますが、コロナ禍で厳しい経営環境にある中堅・大企業が、計画期間中に達成する目標を掲げていただきながら、事業再構築に取り組んでいただくことが趣旨となっております。このため、基準年度に</p>

<p>おいては、赤字企業が事業再編に取り組みコロナからのV字回復を図ることが「繰越欠損金の控除上限特例」に関する税制度創設の趣旨であることを踏まえ、2021年度中の申請であっても、基準年度をコロナ禍の影響で欠損金が生じた2019年度とすることを認めていただきたい。</p>	<p>についても目標を策定する時点での直近の状況を踏まえたものとするとしております。</p>
--	--

<産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準において、「高度クラウドシステム」が定められているが、この高度クラウドシステムとは、別途パブリックコメントされている事業適応の実施に関する指針（案）第二項第一号ニ②で定義しているクラウドシステムのことを指し、同指針案のクラウドシステム要件に更なる上乘せ要件（実際の利用状態もクローズドではなくオープンになっている等）を課すものではないと理解して良いか。</p>	<p>租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の六第三項及び第二十七条の十二の七第二項の規定に基づき、産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準における高度クラウドシステムは、事業適応の実施に関する指針（案）第二項第一号ニ②に規定するクラウドシステムのうち、同号③(1)に掲げるデータの利用に係るクラウドシステムを指しております。</p>